

塩尻市 国土強靱化地域計画



— 30年後も選ばれ続ける塩尻市へ —

令和6年11月修正
塩 尻 市

塩尻市国土強靱化地域計画 目次

第1章 基本的事項

- 1 国土強靱化地域計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 3 取組姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 4 効率的な施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 5 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 6 計画の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

第2章 国土強靱化の推進目標

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

第3章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 2 起きてはならない最悪の事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - ・塩尻市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価と施策の推進方針
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - ・起きてはならない最悪の事態に対する施策一覧・・・・・・・・ 7 ページ

脆弱性の評価に対する施策の推進方針

- (1) 住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による死傷者の発生
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- (2) 豪雨や大地震による大規模な土砂災害による死傷者の発生・・・・ 13 ページ
- (3) 豪雨等による市街地の浸水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
- (4) 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ
- (5) 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪含む）・・・・・・・・・・・・ 21 ページ
- (6) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足・・・・・・・・ 23 ページ
- (7) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ
- (8) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生・・・・・・・・・・・・ 27 ページ
- (9) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 ページ

(10) 市役所をはじめとする行政機関の施設・職員等の被災による大幅な機能低下	31 ページ
(11) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	35 ページ
(12) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	37 ページ
(13) 食料・飲料水等の安定供給の停滞	39 ページ
(14) 上水道等の長期間にわたる供給停止	41 ページ
(15) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	45 ページ
(16) 地域交通ネットワークが分断する事態	47 ページ
(17) ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	49 ページ
(18) 農地・森林等の荒廃	51 ページ
(19) 避難所における環境の悪化	53 ページ
(20) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	55 ページ
(21) 被災者の住居の確保等の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態	57 ページ

別 紙

○ 過去の主な災害	59 ページ
○ 公共事業計画	60 ページ
○ 公共事業 個別計画	62 ページ

はじめに

本市は松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系と天竜川水系の各河川が流れ、塩尻峠と善知鳥峠、鳥居峠は、太平洋と日本海への分水嶺となっています。

地形は扇状地形で、東西 17.7km、南北 37.8km、面積は約 290.18 km²を有しています。北アルプス、鉢盛連峰、東山・高ボッチ山、さらには中央アルプスの山並みを背景に田園風景が広がる、清浄な水と緑に囲まれた歴史あるふるさとです。

人口減少時代にあっても、本市のポテンシャル（潜在力）に磨きをかけ、リスク（不安要素）を克服することにより、本市が30年後も“選ばれる地域”であり続けるため、明確な都市像と戦略を打ち出し、地域の多様な主体と連携したまちづくりを進めています。

こうしたまちづくりを進めるにあたり、国土強靱化地域計画は過去の災害からの教訓を踏まえ、災害（リスク）から市民の生命や財産を守るため、リスクに対して事前に備えるべき目標を定め地域の強靱化を図っていくものであり、あらゆるリスクを見据えつつ、今後、大規模な災害が発生しても最悪な事態に陥ることが避けられるよう、本計画を基本として、強靱な地域づくりに取り組んでいきます。

第1章 基本的事項

1 国土強靱化地域計画の理念

本市の地質構造はフォッサマグナの西縁を画する糸魚川－静岡構造線と西部の飛騨隆起帯、東部の中央隆起帯、南部の木曾隆起帯及び明石隆起帯とこれらに挟まれた伊那盆地、北部の松本盆地により、複雑な構造となっており、地形、地質も古期山地（中古生層）、新期山地（第三紀層・洪積層）、平地（洪積層・沖積層）に分けられ、地形を左右する主な断層は、みどり湖断層などの7断層であり、周辺には活断層も多く分布しています。

このような地質構造により、自然災害では糸魚川－静岡構造線断層帯の地震では震度4から震度6強までが予測されており、建物の被害想定も全壊404棟、半壊2,667棟が想定されています。

また、本市が受ける可能性がある風水害としては、地形が複雑急峻であり、風化、浸食に弱い地域が広範囲を占めていることから、土砂災害及び浸水が主たる災害であり、原因としては台風や豪雨などがあげられます。

本市が抱えるリスクに対し、強さとしなやかさをもった安全・安心な地域社会の構築に向け、国土強靱化を推進します。

2 基本方針

東日本大震災や異常気象による被害をはじめ、公共インフラの老朽化による事故など、過去の災害から得られた経過を教訓に、市民生活に影響を及ぼすリスクを想定し、大規模災害に対する本市の脆弱性を認識し、国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に推進します。

3 取組姿勢

短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を考慮した時間管理概念と、限られた予算・資源のもと、本市の総合計画の評価・分析により政策を選択していくEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちながら、長期的視野を意識し計画的な取組にあたります。

また、施設の耐震化などのハード対策と、訓練・防災教育などのソフト対策を組み合わせ、効果的な施策を推進します。

4 効率的な施策の推進

人口減少社会への対応、気候変動等による気象変化、社会資本の老朽化を踏まえるとともに、健全財政の維持に努め、効率的な行財政運営により、施策の持続的な実施に配慮します。

また、地域の特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ります。

5 計画の位置付け

国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るため防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づくものであり、本市においては総合計画と整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針（アンブレラ計画）となる計画であり、必要に応じ本市の各種計画の見直し等を行っていくものであります。

6 計画の進め方

国土強靱化地域計画は、国の国土強靱化基本計画同様、本市におけるリスクマネジメントであり、計画期間は令和3年度を初年度とし、本市の総合計画と整合を図り、PDCAサイクルによって生じる計画の見直しを行います。

国土強靱化基本計画
長野県国土強靱化地域計画

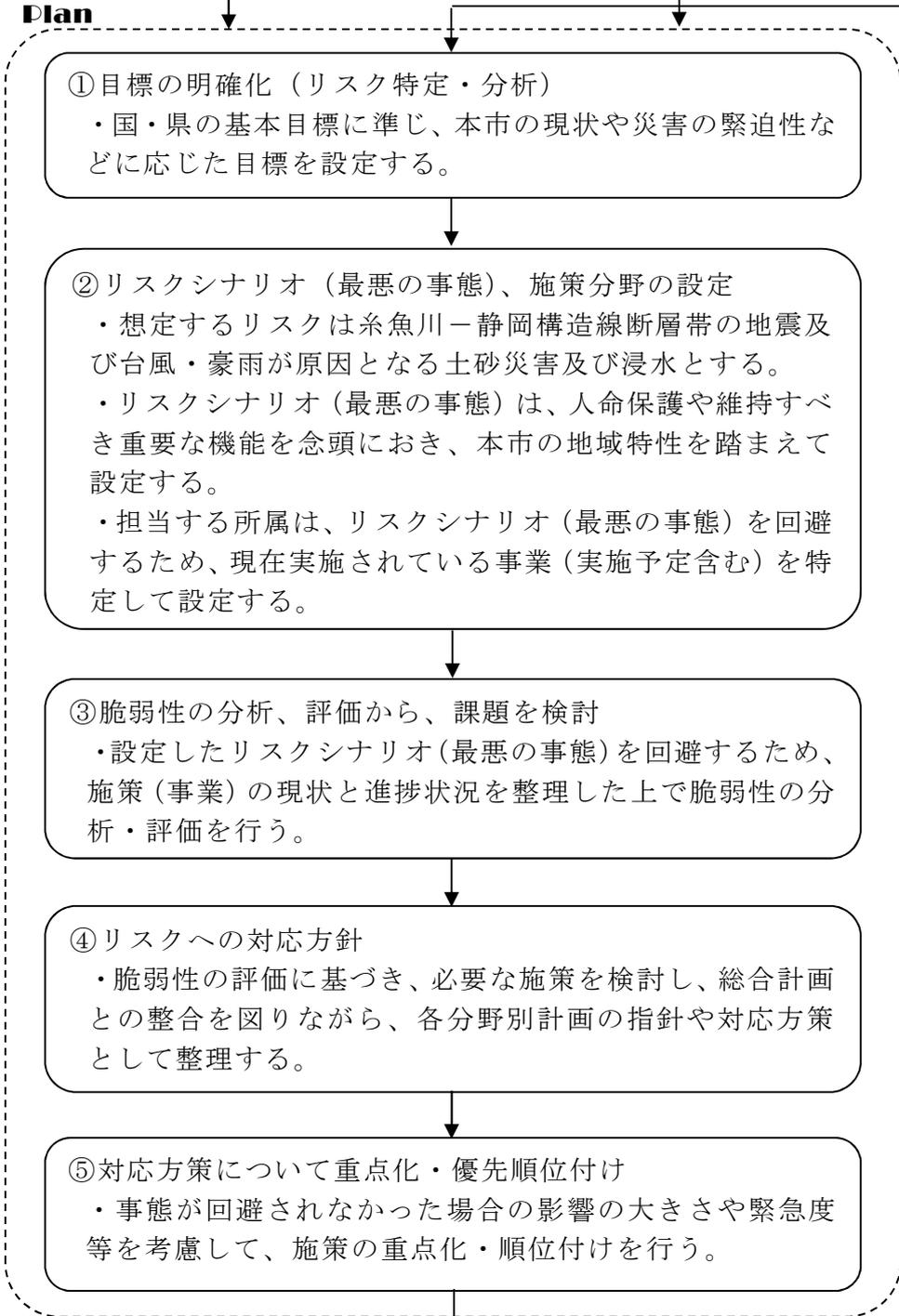


塩尻市国土強靱化
地域計画



塩尻市総合計画

Plan



Do

計画的な事業実施

Check

結果の評価

Action

改善・見直し

第2章 国土強靱化の推進目標

本市における強靱化推進の目標を設定するにあたり、国の強靱化基本計画の「基本目標」に準じ、本市の現状や災害の切迫性等に応じた基本目標の設定とする。

また、本市の特性等を踏まえ、国が定める「事前に備えるべき目標」、長野県が定める「基本目標」に準じ、事前に備えるべき目標を定める。

1 基本目標

- (1) 市民の保護が最大限図られること
- (2) 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能・情報サービスは確保する
- (4) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価

令和2年6月に内閣官房国土強靱化推進室より示された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）」に基づき、次の手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行いました。

1 想定するリスク

市民生活に大きな影響を及ぼすことが予想されるリスクとして、大規模自然災害に対する評価を行います。

想定するリスクは次の3点を主なリスクとしました。

- ・糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする地震による災害
- ・台風や豪雨などによる土砂災害及び浸水
- ・交通の途絶や孤立集落等が生じる大雪災害

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標及び事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」について、国及び県が定めた「起きてはならない最悪の事態」に本市の地域特性を踏まえ、次のとおり設定しました。

- (1) 住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による死傷者の発生
- (2) 豪雨や大地震による大規模な土砂災害による死傷者の発生
- (3) 豪雨等による市街地の浸水
- (4) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
- (5) 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪含む）
- (6) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
- (7) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
- (8) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- (9) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生
- (10) 市役所をはじめとする行政機関の施設・職員等の被災による大幅な機能低下
- (11) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- (12) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- (13) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

- (14) 上水道等の長期間にわたる供給停止
- (15) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- (16) 地域交通ネットワークが分断する事態
- (17) ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- (18) 農地・森林等の荒廃
- (19) 避難所における環境の悪化
- (20) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- (21) 被災者の住居の確保等の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態

塩尻市の地域特性

○平成 25・26 年度に実施された「長野県地震被害想定」において「糸魚川－静岡構造線断層帯」「伊那谷断層帯」「境峠・神谷断層帯」「霧訪山奈良井断層帯」「東海沖に想定されている東海地震の海溝地震」及び「南海トラフ地震」が市域に影響を及ぼすと考えられています。

○全般的に地形が複雑急峻であり、風化、浸食に弱い地域が広範囲を占めており、土砂の生産源となっています。そのため土砂流出が著しく、土石流や洪水の大きな要因となっています。

○太平洋側と日本海側の交通が交差する交通の要衝で、鉄道は JR 中央東線・西線及び篠ノ井線が通過するとともに、主要幹線道路は、長野自動車道のほか、一般国道 19 号、20 号及び 153 号が通過し、分岐点にもなっています。

○都市近郊型の利を生かした野菜と果樹の生産体制が形成され、レタスを中心に豊富な種類の野菜が栽培されています。また、果樹は、ブドウ、リンゴ、ナシ等が栽培され、特に、欧州系ブドウを原料とするワインの醸造は、国際的に高い評価を受けています。

○基幹産業の製造業は、市内に最先端の技術、人材、拠点施設等が集積し、高い製造品出荷額を誇るなど、市内産業を牽引し、また、400 年以上の伝統を誇る木曾漆器は、今なおその伝統技術を継承し、地場産業として栄えています。

○東日本大震災、平成 24 年豪雪、令和元年東日本台風（台風 19 号）における、人的、物的支援の実績と経験があります。

○令和 6 年の能登半島地震における人的支援の実績と経験があります。

3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」で定めた 21 の事態ごとに、関連する現行の施策（市以外の実施主体による取組を含む）の進捗状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行いました。

【起きてはならない最悪の事態に対する施策一覧】

1 直接死を最大限防ぐ		
	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価項目
1-1	住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による死傷者の発生	住宅の耐震化、大規模施設の耐震化、市有施設の耐震化、無電柱化推進、都市環境の整備、住宅密集地域等の大規模火災防止対策、自主防災組織の強化
1-2	豪雨や大地震による大規模な土砂災害による死傷者の発生	土砂災害の防止対策、警戒避難体制の充実強化、災害に強い森林づくり
1-3	豪雨等による市街地の浸水	浸水対策、避難体制の構築
1-4	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	避難勧告等による避難の周知、情報伝達手段の多様化、要配慮者の避難行動支援、外国籍市民への情報伝達、小中学生の防災教育
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価項目
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪含む）	道路の落石対策、支援物資輸送道路の整備、大雪対策、ヘリコプターによる救急救助・支援物資搬送
2-2	警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等の不足	自主防災組織の強化、消防団の強化、赤十字奉仕団との連携、救助・救急機関との連携
2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	災害時医療体制の整備、広域的な医療体制整備、医療用資器材の整備、市民等への意識啓発
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	避難所等における感染予防対策、環境衛生の適正化
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生	帰宅困難者の一時滞在施設の確保、企業等における施設内待機のための備蓄
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能・情報サービスは確保する		
	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価項目
3-1	市役所をはじめとする行政機関の施設・職員等の被災による大幅な機能低下	庁舎等の機能維持、BCPの強化、市民が必要な情報の取得手段の強化、市職員の安否確認と活動体制の整備、災害時応援体制の充実強化、ボランティアセンターの開設
3-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	災害情報の伝達手段の多様化、避難者支援拠点における非常用電源確保

4 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価項目
4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	電気・ガス・石油類燃料の安定供給、自然エネルギーの活用
4-2	食料、飲料水等の安定供給の停滞	水・食料等の確保、農産物の安定生産、基幹的農業水利施設
4-3	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設強化、管路耐震化、応急対応体制の構築
4-4	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水処理機能の維持、管路施設・処理場の地震対策、応急対応体制の構築
4-5	地域交通ネットワークが分断する事態	道路整備、農道・林道整備
5 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価項目
5-1	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	農業用ため池の耐震化、ため池ハザードマップの作成、土石流・地すべり調査
5-2	農地・森林等の荒廃	農地・農業水利施設等の保全管理、森林環境の整備
5-3	避難所における環境の悪化	避難所運営・環境整備、福祉避難所の確保、避難者の健康状態維持
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
	起きてはならない最悪の事態	脆弱性の評価項目
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の処理
6-2	被災者の住居の確保等の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進、応急仮設住宅の確保、罹災証明書の発行

1-1 住宅や不特定多数が集まる施設の倒壊や大規模火災による死傷者の発生

脆弱性の評価

(1) 住宅の耐震化【建築住宅課】

民間の住宅・建築物等の耐震化率は一定の進捗がみられるものの、市内には経済的負担が大きいことや認識不足など、様々な理由により耐震性の低い住宅が存在しています。人命の保護と共に、災害が発生しても日常生活が継続できることを目指し、住宅の耐震化率向上に向けた対策が必要です。

《現状》住宅耐震化率 86.2% (R5年度)

(2) 大規模施設の耐震化【建築住宅課】

不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により天井等が落下したり、建物自体が倒壊した場合、多くの被災者が発生しますので、早期の耐震診断や耐震改修が必要です。

《現状》大規模施設の耐震化率 89.5% (R2年度)

(3) 市有施設の耐震化

市有施設のうち災害時に拠点となる施設は、構造部材の耐震化は完了しました。今後さらなる安全・安心のため、引き続き吊り天井等の非構造部材の落下防止対策を進め、耐震化を進めなければなりません。

ア 学校施設の耐震化【教育施設課】

小中学校等の施設は、生徒の活動の場であると共に、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が極めて重要です。学校生活の安全確保と災害発生時の緊急性に配慮した施設整備を進める必要があります。

イ 保育園・児童館等の耐震化【教育施設課】

市内の保育園・幼稚園は、市立保育園15箇所、私立保育園1箇所、私立幼稚園2箇所、認定こども園2箇所、計20箇所あり、児童館は9箇所あります。

市立保育園15箇所のうち3箇所で耐震改修が終了し、12箇所が新耐震基準を満たしていますが、平成4年度建築の保育園もあり、児童館を含め経年劣化等に伴う改修が必要となります。

ウ 社会教育・体育施設の耐震化【社会教育スポーツ課】

不特定多数の者が利用する社会教育施設や体育施設は、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、安全性の確保が重要であり、耐震対策が施されていない社会教育・体育施設の計画的な施設整備を進める必要があります。

エ 福祉施設の耐震化【地域共生推進課】

市内の福祉施設4箇所ふれあいセンター洗馬・広丘・東部、介護予防交流施設（大門三番町・四番町）については、すべての施設において耐震化されており、今後は経年劣化に対する修繕、施設の新築、増築等、計画的な整備が必要です。

施策の推進方針

(1) 住宅の耐震化【建築住宅課】

- ・「塩尻市耐震改修促進計画」に沿った耐震化を着実に促進します。
- ・熊本地震の被害等を踏まえ、昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた木造建築物等について、耐震化を検討します。

《目標》住宅の耐震化率 92.0% (R7年度末)

(2) 大規模施設の耐震化【建築住宅課】

- ・市は県と協力しながら、多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などの耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「塩尻市耐震改修促進計画」に沿った耐震化を促進します。

《目標》大規模施設の耐震化率 95.0% (R7年度末)

(3) 市有施設の耐震化

- ・災害時に拠点となる施設等、老朽化していく構造部材及び非構造部材や建築設備等の耐震対策を行います。

ア 学校施設の耐震化【教育施設課】

- ・小中学校の耐震対策、非構造部材の落下防止対策等については完了しておりますが、「塩尻市学校施設長寿命化計画」に基づき、経年劣化等の物理的な建物の機能回復、多様な学習形態への対応や省エネルギー化等の機能向上を図るとともに、安心・安全な施設の維持管理を行います。

イ 保育園・児童館等の耐震化【教育施設課】

- ・市立保育園の耐震対策、非構造部材の落下防止対策等については完了しておりますが、「塩尻市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化の進む施設の改修を行い、快適な環境を整備するとともに、安全な施設の維持管理を行います。
- ・全ての児童館は新耐震基準を満たしておりますが、「塩尻市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化の進む施設の改修を行い、快適な環境を整備するとともに、安全な施設の維持管理を行います。

ウ 社会教育・体育施設の耐震化【社会教育スポーツ課】

- ・社会教育・体育施設の耐震化については、耐震対策がされていない施設もあり、利用者等の安全確保を図るとともに、新たな避難所としての役割を果たすため、老朽化した建物の新築、改修を推進し、必要な耐震対策を進めます。

エ 福祉施設の耐震化【地域共生推進課】

- ・市内の福祉施設の耐震対策については完了しておりますが、今後も「塩尻市公共施設等総合管理計画個別施設計画」に基づき、より安全な施設の維持・管理を行います。

(4) 無電柱化推進【建設課】

地震の揺れや台風の影響を受け、電柱が倒壊及び電線が切断することがあります。これらによる緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、市内の幹線道路や支援物資輸送路での無電柱化を推進する必要があります。

また、情報通信ネットワークの基盤となるケーブルを地中に埋設することにより、地震等の災害時における被害を軽減し、ネットワークの安全性・信頼性を向上させる必要があります。

(4) 無電柱化推進【建設課】

・市は、県や電線管理者、沿線住民の皆さんと連携し、以下の箇所の無電柱化を推進します。
《整備地区》 大門地区（R3年度完了）

(5) 都市環境の整備【都市計画課・建設課・文化財課】

住宅密集地等では、地震時において大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難になることがあります。

地震や火災から人命を守るため、住宅密集地等において、延焼防止や避難路の確保など安全な都市環境の整備が必要です。

(5) 都市環境の整備【都市計画課・建設課・文化財課】

・市は、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、都市計画道路などの幹線道路及び歩道整備により、安全な都市環境の整備を推進します。

・重要伝統的建造物群保存地区に指定されている地域においては、伝統的な町並みを保存しながら、安全な居住環境を整備するとともに、市内の重要文化財等における安全対策を整備します。

(6) 住宅密集地域等の大規模火災防止対策【危機管理課・都市計画課・文化財課】

住宅密集地での火災は、延焼を防ぐため迅速な消火活動が必要となります。そのため地元住民は防火貯水槽、消火栓などといった消防水利を認識しておくことが重要となり、消防水利の新設や老朽化した施設の修繕も必要となってきます。

住宅密集地の大規模火災では、救助・消火活動や避難誘導が必要となり、救助・消火にあたる消防団員の装備（チェーンソーや防火衣など）が十分な配備数ではありません。

(6) 住宅密集地域等の大規模火災防止対策【危機管理課・都市計画課・文化財課】

・住宅密集地では、自主防災組織と消防団員が防火貯水槽（学校プール等含む）や消火栓などの消防水利の点検を毎年行い、場所や使用方法の確認を行います。

・地震により消火栓が使用できないことを想定し、耐震性防火貯水槽を効果的に配置します。
・消防団にチェーンソー・防火衣等を計画的に配備します。

(7) 自主防災組織の強化【危機管理課】

災害時においては、隣近所の助け合いにより、倒壊家屋からの救出や初期消火が犠牲者を出さないために重要となることから、お互いが命を守りあえる自主防災組織の育成が必要です。

《現状》自主防災組織数 68団体 14,747人（未組織区11区）

(7) 自主防災組織の強化【危機管理課】

・自主防災組織のリーダーを中心に、災害時の人命救助や初期消火の研修会を自主的に行うなど、大規模災害発生時の初動体制強化に向けた啓発を行うとともに、各組織が整備する資機材や訓練への補助金や防災講座等を充実します。

《目標》自主防災組織数 80団体

1-2 豪雨や大地震による大規模な土砂災害による死傷者の発生

脆弱性の評価

(1) 土砂災害の防止対策【危機管理課・建設課】

急峻な地形と脆弱な地質が広がる本市では、土砂災害警戒区域が多数指定されており、建築物や住民へ著しく危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域も多く、その区域内にある、人家、公共施設等に及ぶ土砂災害を未然に防止する対策が求められています。

土砂災害発生が危惧される危険箇所の点検を毎年実施し、危険箇所の把握をする必要があります。

土砂災害警戒区域内にある公共施設については、施設を利用する市民の生命を守るため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等のハード整備などを検討する必要があります。

土砂災害の発生時において、市民が安全に避難活動を行うための避難路を確保しておく必要があります。

降雨時は雨量観測体制を強化し、土砂災害の危険性を事前に把握する必要があります。

【塩尻市内の土砂災害警戒区域の指定状況】

	警戒区域	特別警戒区域
土石流	138箇所	107箇所
地滑り	6箇所	—
急傾斜地の崩壊	302箇所	269箇所

(2) 警戒避難体制の充実強化【危機管理課】

市民は自宅周辺の危険箇所を把握し、自らの命を守るための備えをする必要があります、自主防災組織は住民主体の警戒避難体制を構築する必要があります。

土砂災害に対する定期的な避難訓練や、防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。

《現状》住民主導型ハザードマップの作成 8区（R5年度）

(3) 災害に強い森林づくり【耕地林務課】

森林の土砂災害防止機能を高度に発揮させるため、地域の林業団体等による森林施業の着実な実施と、荒廃した森林の再生を促進するとともに、県等と連携し山地災害発生の高リスクな森林の整備、山地災害防止施設による森林の土砂災害防止機能の向上を図る必要があります。

また、森林保全活動や森林環境教育も推進する必要があります。

《現状》市有林及び民有林が整備された面積 235ha（R5年度）

施策の推進方針

(1) 土砂災害の防止対策【危機管理課・建設課】

・県により指定されている土砂災害特別警戒区域内の安全確保のため、国や県との調整を行い、土砂災害に対する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ります。

・土砂災害発生が危惧される危険箇所の点検を毎年実施し、危険箇所の把握をし、早期整備を国・県に要望します。

・土砂災害警戒区域内にある公共施設については、施設を利用する市民の生命を守るため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等のハード整備などを検討します。あわせて、土砂災害に関する避難訓練を実施します。

・土砂災害の発生時においては、いち早く情報伝達を行うと共に、避難のための道路が確保できるよう検討します。

・雨量観測システムは、緊急時に備え、常に正常に作動しているかの確認を行います。

(2) 警戒避難体制の充実強化【危機管理課】

・ハザードマップの活用を推進し、市民への周知徹底を図り、区及び自主防災組織において住民主導の警戒避難体制の構築を促進します。

《目標》住民主導型ハザードマップの作成 11区（R8年度）

(3) 災害に強い森林づくり【耕地林務課】

・森林の持つ多面的な機能を高度に発揮できるように、森林整備を推進します。また、信州Fパワープロジェクトや森林公社、地域コミュニティー等と連携して、森林保全活動や森林環境教育も推進します。

・国・県の治山事業を積極的に取り入れ、土砂災害防止機能を高める施策を進めます。特に土砂災害のおそれのある地域や過去に災害が発生した地域については、森林を健全に保てるよう日頃からの整備を強化し、災害や森林病害虫により荒廃した森林の早期復旧を図ります。

《目標》市有林及び民有林が整備された面積 240ha（R8年度）

1-3 豪雨等による市街地の浸水

脆弱性の評価

(1) 浸水対策【耕地林務課・建設課・下水道課】

地球規模の温暖化が起因と考えられる異常気象により、局地的大雨や集中豪雨など、雨量が増加傾向にある中、市内の道路側溝、雨水幹線等によるスムーズな排水が必要となってきます。

住宅地では、排水路整備の遅れ等による浸水のおそれが出てきており、排水能力の見直しや新たな排水路整備等が求められています。

また、老朽化した河川施設の改修や河川への流入量の抑制が求められています。

《現状》雨水排水整備率 41.1% (R4年度)

(2) 避難体制の構築【危機管理課】

市街地の浸水や河川が氾濫する前に、迅速かつ的確に避難するため、排水路整備や河川監視システム設置等のハード対策に加え、行政機関・住民・民間企業等との連携により、防災・避難リーダーの育成等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。

施策の推進方針

(1) 浸水対策【耕地林務課・建設課・下水道課】

・国、県が管理する河川で広域にわたり甚大な浸水被害が想定されるものは、河道拡幅や護岸改修などの予防対策を着実に促進するよう要望をします。

・市は、宅地化が進み、道路側溝などの排水路整備が遅れている箇所の新設整備を推進します。また、雨水幹線について道路改良等にあわせ計画的な整備を実施し、河川管理施設について、計画的な施設改修を実施します。

・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」への転換を進めます。

《目標》雨水排水整備率 42.0% (R8年度)

(2) 避難体制の構築【危機管理課】

・市街地への浸水が迫った時に迅速な避難を行うため、浸水想定区域を記したハザードマップを全戸配布しています。ハザードマップは必要に応じ見直し、浸水想定区域等の防災情報の周知に継続して努めます。

・住民主導型警戒避難体制構築事業により、浸水を想定した避難訓練等を実施するよう促し、地域防災力の向上を図ります。

・消防団は、豪雨等による一級河川の氾濫や道路側溝の越水に備え、水防訓練を行っております。降雨期などで排水路からの越水により道路や家屋への浸水が発生する場合は、必要な箇所へ迅速に土のうを配備します。

1-4 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

脆弱性の評価

施策の推進方針

(1) 避難指示等による避難の周知【危機管理課】

市民が災害から被害を受けないためには、自助（自分の身は自分で守る）を意識し、各自で危険性を判断し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。
避難行動は、市民自らが判断し行動を起こすことが基本ですが、市が避難指示等を発令した場合は、それに従い、迅速な避難行動をとる必要があります。

(1) 避難指示等による避難の周知【危機管理課】

- ・市は、適切に避難指示等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に市民が的確な避難行動ができるよう、ハザードマップ等により日頃から危険箇所や避難所等の周知徹底を図ります。
- ・「避難情報に関するガイドライン」（R3.5 内閣府）に対応した市のマニュアルの見直しを訓練に活かしていくとともに、新たな避難訓練や防災訓練を取り入れるなど、効果的な訓練の研究を行います。
- ・観光地に起こりうる災害を想定し、外国人を含む観光客等の滞在者を考慮し、地域防災計画に沿った組織体制、連絡体制の整備についての取り組みを推進します。
- ・市民や観光客等の滞在者に、迅速かつ詳細に避難指示等の発令情報を伝達するため、携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進します。
- ・市は、住民主導型警戒避難体制構築事業を活用し、土砂災害や浸水害の被害にあわないために、住民同士のワークショップによる自主避難マップづくりを支援します。

(2) 情報伝達手段の多様化【危機管理課・デジタル戦略課・秘書広報課】

大規模災害が発生した際、いち早く市民に情報を伝達するためには、多様な手段を構築する必要があります。今後も情報伝達体制を検証し、時代に即したより効果的で的確な方法で運用することが必要です。

【現在の情報伝達手段】

同報系防災行政無線、緊急メール、ホームページ、X、LINE、L-A-L E R Tを使用したテレビ・ラジオ等からの広報、携帯電話の緊急速報メール、消防団等による広報車

防災行政無線放送が聞き取りにくい地域や、ウェブサイト閲覧やメール、SNS利用環境を持たない市民への対応が課題となっています。

伝達する情報をより効果的に運用するためには、市内自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、地域全体の防災力向上を図る必要があります。

《現状》塩尻市SNS（X、Facebook、LINE）フォロワー数 31,471人（R5年度）

(2) 情報伝達手段の多様化【危機管理課・デジタル戦略課・秘書広報課】

- ・情報伝達手段においては、今後も新たなツールを取り入れながら、市民に必ず情報が伝達できる体制の構築に努めます。
- ・テレビ・ラジオからの情報が途絶したときは、市の同報系防災行政無線、ホームページ、緊急メール、SNS等を利用した災害情報の発信に努めます。
- ・県が構築した「長野県防災情報システム」を活用し、素早く正確な情報を市民に伝えられる体制を強化します。
- ・市民への情報伝達は多様な手段を用い、あらゆる方法で災害情報を入手してもらうことが望ましいため、現在運用をしているものの他、今後も時代に即した情報発信を検討します。特に同報系防災行政無線屋外子局の増設（子局本体又はスピーカー増設）、屋内戸別受信機の配備、移動系防災行政無線の活用、パソコンやスマートフォンなどの携帯端末での情報受発信手段など、環境や時代の変化に応じた効果的な情報伝達手段の構築を検討します。

《目標》塩尻市SNS（X、Facebook、LINE）フォロワー数 39,500人（R8年度）

(3) 要配慮者の避難行動支援【危機管理課・福祉支援課・地域共生推進課】

要配慮者へは避難行動の支援が必要です。聴覚障がい者等には、避難が必要であることを知らせる手段や、避難所での情報提供の方法を事前に検討しておく必要があります。聴覚障がい者で希望する人に聴覚に障がいがあることを周りに知らせるためのビブスを配布します。避難時や避難所で着用することで必要な支援や配慮を周囲に求めるものです。聞こえない人とわかったら身振りや口の動きを大きくはっきりみせるなど必要情報を伝えることが大切です。

また、災害時に聴覚障がい者等の安全を確保し、手話や筆談で安否確認や避難誘導のできる手段の確保が必要です。

視覚障がい者への支援については、音声は聞き取れるものの、実際の移動等は何らかの支援が必要です。

知的障がい者等は、普段と違うことにパニックとなり避難に時間がかかることが想定されます。慣れた学校や施設が避難所になると安心する可能性があることから、福祉避難所の検討が必要で

(3) 要配慮者の避難行動支援【危機管理課・福祉支援課・地域共生推進課】

- ・防災行政無線戸別受信機・文字表示器の給付を推進します。
- ・聴覚障がい者は、手話等によるコミュニケーションが必要なことから、社会福祉協議会へ委託している「手話奉仕員養成講座」及び「要約筆記養成講座」の受講者を増やします。また、手話でコミュニケーションができなくても、聴覚障がい者を理解し、対応できるよう市民の心構えを醸成します。
- ・障がい者等が安全に避難でき、避難所環境やコミュニケーション手段などに配慮された中で安心して避難所生活ができるよう、福祉避難所の整備を行います。
- ・要配慮者の避難体制を構築する為に、避難行動要支援者名簿に加え、個別避難計画の作成をし活用促進を図ることで、住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進します。

す。

災害時は、障害福祉サービスがすぐ利用できないこともあり、家族だけでは対応できないので、隣近所の日頃からのつき合いや支援体制が大変重要です。

障がい者以外の災害発生時に支援を必要とする高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の特性や実情を踏まえつつ、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等の協力を受け、個別避難計画を策定する必要があります。

(4) **外国籍市民への情報伝達【危機管理課・市民課】**

外国籍市民等への防災意識の啓発、防災・災害情報の多言語等での伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人の安全、安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する必要があります。

いつ起こるか分からない災害や緊急事態に、外国籍市民も自ら身を守ることができるよう意識啓発を行い、その対応方法を理解できるように説明していくと同時に、災害時の外国籍市民の支援体制や人材活用体制を整備していくことが急務です。

(5) **小中学校の防災教育【学校教育課】**

災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校における実践的な安全教育の指導法構築に取り組むなど、引き続き、防災教育の充実を図る必要があります。

(4) **外国籍市民への情報伝達【危機管理課・市民課】**

- ・日本語を母語としない人にも理解されやすい災害時情報提供アプリの活用周知と、メールやSNSにより情報伝達ができるようにします。

- ・緊急時対応のオリエンテーションの実施や、緊急時対応がまとめられたカードなどを作成・配布したり、また、外国籍市民向け防災訓練の実施や、音声翻訳アプリ等の活用も検討します。また、外国籍市民が地域の防災訓練に参加できるよう自主防災組織を支援します。

(5) **小中学校の防災教育【保育課、学校教育課】**

- ・学校における防災教育の指針である「防災教育の手引き」を普及するとともに、小中学校や保育園等における避難訓練や引き渡し訓練などにより、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図ります。

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪含む）

脆弱性の評価

(1) 道路の落石崩落対策【建設課】

台風などの大雨や地震により落石が発生すると、通行車両などが被災したり、孤立集落が生じるおそれがあります。落石等災害の危険性が高い箇所について、落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。

(2) 支援物資輸送路の整備【建設課】

地震により橋梁等が破損すると、避難や救急・消火活動、支援物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、支援物資輸送路における橋梁等、道路施設の長寿命化、耐震補強を進める必要があります。

(3) 大雪対策【建設課】

大雪による長時間に及ぶ通行止めは、市民生活や観光客等に大きな影響を及ぼすおそれがあります。国、県と連携し、支援物資輸送路を優先に除排雪をはじめとした冬期交通の確保対策を推進する必要があります。

(4) ヘリコプターによる救急救助・支援物資搬送【危機管理課】

大規模災害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な支援物資搬送等を行う必要がありますが、道路交通網が被災し、孤立集落が発生した場合等は、ヘリコプターを活用し、効率的に救急救助や支援物資搬送を実施することが重要です。

施策の推進方針

(1) 道路の落石土砂崩落対策【建設課】

・落石や岩石崩落など道路パトロールや道路の点検結果に基づき、対策が必要な箇所について、災害時の孤立集落発生や落石による人身事故の防止等、道路利用者の安心・安全を確保するため、順次、防災対策工事を実施します。

(2) 支援物資輸送路の整備【建設課】

・災害時における支援物資輸送路の機能確保や、落橋による二次的災害を防止するため、輸送上にある橋梁や跨線橋・跨道橋・トンネル等、道路施設の修繕や耐震補強を実施し、安全で安心できる市民生活を実現します。
橋梁定期点検：255橋（市管理橋）
トンネル定期点検：3箇所

(3) 大雪対策【建設課】

・県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめとした冬期交通の確保対策を推進します。具体的には、平成27年1月に県と締結した「緊急時における相互除雪に関する協定書」に基づいた除雪の実施、防災行政無線やホームページ等のあらゆる媒体を活用した広報を行います。
・各区が除雪を円滑に行えるよう、除雪機の補助制度の有効利用や、雪捨て場（雪の仮置き場）の確保を進めます。

(4) ヘリコプターによる救急救助・支援物資搬送【危機管理課】

・孤立集落が発生した場合には、道路による救急救助、支援物資搬送が行えない場合は、ヘリコプターを要請し援助を求めます。また、事前に近接する自治体と避難者受け入れに関する協定の締結等を検討します。
・市は、「支援物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を事前に17箇所指定し、支援に備えています。また、必要に応じ新たにヘリポートの指定を行います。

2-2 警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等の不足

脆弱性の評価

(1) 自主防災組織の強化【危機管理課】

大規模災害発生直後は、警察、消防などの公的機関の救助が見込めないため、自主防災組織の支え合いによる救助救出活動が大変重要です。

災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人々の助け合いである「共助」があり、その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。そのため、区ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

《現状》防災訓練実施件数 16件 (R5年度)

(2) 塩尻市消防団の強化【危機管理課】

大規模災害時は、災害現場の家屋に取り残される者が発生し、さらには多くの負傷者が発生します。消防団は消防署と協力し、住民の避難誘導、被災者の救助・救護に対応します。

救助活動に関しては、消防団も高い技術を有しており、被災者に対しての適切な対応が可能です。

社会情勢の変化に伴い消防団員の確保が難しくなっており、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団サポート事業制度等を行うことにより、団員確保のために、更に魅力ある改善をする必要があります。

《現状》消防団員の装備の充足率 90.5% (R5年度)

(3) 塩尻市赤十字奉仕団との連携【地域共生推進課】

赤十字奉仕団は、災害発生時、応急救護や炊き出しなど災害現場でのボランティア活動を行います。日頃から自主的な救護訓練、炊き出し訓練等を行っていますが、各地域の関係機関との連携を図っていく必要があります。

(4) 救助・救急機関との連携【危機管理課】

大規模災害発生時は、警察・消防・自衛隊等の関係機関の支援により、人命救助、消火活動、道路啓開、交通規制、防犯対策などあらゆる事態への対応が必要となりますが、その支援対策については具体的に検討する必要があります。

施策の推進方針

(1) 自主防災組織の強化【危機管理課】

・塩尻市は、市内に68の自主防災組織が組織されていますが、今後も「近隣で顔の見える防災コミュニティ」を全区で組織化されるよう推進します。また、長野県自主防災アドバイザー制度を活用し、自主防災組織の活動の活性化に必要な支援を図ります。

・自主防災組織は、自らの防災能力を高めるための訓練を年1回以上実施します。

・自主防災組織の体制強化を図るため「塩尻市自主防災組織防災資機材購入等補助金制度」を活用し、防災資機材の整備を促進します。

《目標》防災訓練実施件数 45件 (R8年度)

(2) 塩尻市消防団の強化【危機管理課】

・消防団員が、災害現場から負傷者を救助する知識・技術の習得に関しては、消防署の講習を受け、さらにスキルの向上を図ります。

・消防団の活動については、消防団員の処遇改善や、活動の見直し、消防団サポート事業制度等を取り入れており、団員確保のために、更に魅力ある改善をする必要があります。

・各部の車両や装備については、防災力、消防力の強化を図るため、計画的に更新します。

《目標》消防団員の装備の充足率 95.0% (R8年度)

(3) 塩尻市赤十字奉仕団との連携【地域共生推進課】

・救護活動に関しては、市または各自主防災組織の防災訓練の際に、市民に救急法を指導します。

・赤十字奉仕団は、日頃から訓練を行い、自らのスキルを高めていきます。

・災害発生時は市、自主防災組織、消防団等と連携し、積極的に地域支援を行います。

・日頃から、自ら訓練を行うと共に、市の市民総合防災訓練に参加するなど関係機関と連携し、不測の事態に備えます。

(4) 救助・救急機関との連携【危機管理課】

・警察・消防・自衛隊等の関係機関は、塩尻市防災会議の委員であり、今後も会議を通じ情報連携を強化し、要救助者や資機材、宿营地等の情報共有を図ります。

・毎年行う塩尻市市民総合防災訓練を通じ、より緊密な連携訓練を行い、課題を解決し実効性を高めてまいります。

2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

脆弱性の評価

(1) 災害時医療体制の整備【健康づくり課】

大規模災害発生直後は、救護活動の拠点を設置する必要があります。また、速やかに救護班を編成し、医療救護所に医師等が出動して救護に当たる必要があります。

(2) 広域的な医療体制整備【健康づくり課】

松本地域は全体でひとつの医療圏域となっており、社会医療法人財団慈泉会相澤病院、信州大学医学部附属病院が災害拠点病院に指定されています。重度の傷病者は迅速に災害拠点病院に搬送するなどの広域的な医療提供体制が必要であり、塩尻市内の各医療機関と災害拠点病院等とが役割を分担しつつ、互いに連携して活動を行なう必要があります。

大規模災害時の関係する機関等の具体的な行動計画として、平成25年8月に松本広域圏災害時医療連携指針を定め、松本広域災害医療コーディネートチーム、市町村本部医務班、長野県災害対策本部並びに医療関係機関等とが連携を図ることとなっています。この指針が十分に実効性を発揮するように、関係機関で周知と訓練、計画の見直しを続けることが必要です。

(3) 医療用資器材の整備【健康づくり課】

災害用医薬品保管場所に薬品等を備蓄しておく必要があります。

救護に必要な資材及び薬品で、備蓄だけで不足するものは、医療機関又は長野県医薬品卸協同組合から調達する必要があります。薬品の調達については松本薬剤師会と協定を結び準備を進めており、他の機関等とも同様の調達準備を進める必要があります。

また、医療機能が麻痺することで、特に慢性疾患用の処方薬の不足が懸念されます。また、医療機器使用者や特別な医薬品を使用している難病患者等が、必要な治療や処置を受けられないことは、命に係わる問題となるため、患者本人やその家族に対して、災害に備えた準備をしていただくための啓発が必要です。

(4) 市民等への意識啓発【健康づくり課】

大規模災害時は負傷者が多数発生することが予測されますが、市内の医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予測されます。市民には、平常時からの準備や、発災時の医療救護所と災害拠点病院等の役割を周知、理解してもらい、適切な受診行動を行う等、円滑な医療体制を構築する必要があります。

施策の推進方針

(1) 災害時医療体制の整備【健康づくり課】

- ・災害発生時に、救護活動拠点として本部医務班を塩尻市保健福祉センター、医療救護所を小中学校5箇所を設置するよう準備します。
- ・塩筑医師会と「災害時の医療救護についての協定書」を締結しており、関係医療機関等との協力体制を構築します。
- ・塩尻市地域防災計画及び災害時医療救護活動マニュアル等で定めた活動を、実際に行動することができるように、またより実効性のある計画となるように、常に計画等を確認、点検、改善していきます。
- ・医療救護所の設置・運営、医療機関等との連携を想定した実動訓練を行います。

(2) 広域的な医療体制整備【健康づくり課】

- ・災害時に広域的な医療を提供できるように、長野県災害対策本部松本地方部（松本保健所）を中心とした広域的な医療救護体制の構築を進めます。
- ・市内の各医療救護所と災害対応病院間、さらには市町村を越えて災害拠点病院との情報伝達、傷病者の搬送、要員確保、医薬品確保等の連携協力体制の確立を行います。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）を受け入れることを想定した訓練を行います。

(3) 医療用資器材の整備【健康づくり課】

- ・医薬品、衛生材料を医療救護所や災害対応病院に迅速に供給するために、予め医薬品等の手配準備を進めます。
- ・医療救護所に必要な医薬品、医療用資器材の備蓄を進めます。

(4) 市民等への意識啓発【健康づくり課】

- ・市民の円滑な医療体制を確保するため、平時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるように、発災時の医療救護所と災害拠点病院等の役割について、啓発を行います。
- ・慢性疾患用の処方薬服用者や、医療機器使用者、難病患者等に対して、本人やその家族に、災害への備えをいただくよう、医療機関や薬局等と連携した啓発を行います。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性の評価

(1) 避難所等における感染予防対策【健康づくり課】

大規模災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。

災害発生時の対応について、避難所をはじめ、事業所や学校等における災害時の疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制を整備する必要があります。

(2) 環境衛生の適正化【下水道課・生活環境課】

大規模災害時は、下水道施設の損壊や廃棄物の放置により不衛生な状態に陥ることがあり、被災時は早期に衛生環境を適正化することが必要です。

施策の推進方針

(1) 避難所等における感染予防対策【健康づくり課】

・災害発生時の対応について、避難所をはじめ、事業所や学校等における災害時の疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」等に準じた対応により、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。

・避難所、事業所、学校での衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、マスクや手指消毒剤などの衛生用備蓄の充実を図るとともに、平時からの手洗いやうがい、予防接種等、感染症予防対策の啓発と健康管理を促進します。

・松本薬剤師会、塩筑医師会、塩筑歯科医師会、松塩筑助産師会と災害時の医療救護についての協定を締結しており、災害時の医療資源の確保に努めます。

(2) 環境衛生の適正化【下水道課・生活環境課】

・大規模地震の際は、下水道BCPに基づき下水道機能の継続及び早期回復に努めます。

・塩尻市災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物が適正処理されるよう努めます。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

脆弱性の評価

- (1) **帰宅困難者の一時滞在施設の確保【危機管理課】**
大規模災害が発生し、各種公共交通機関の活動停止や主要道路の分断により帰宅できない等、多くの帰宅困難者の発生が予想されます。

- (2) **企業等における施設内待機のための備蓄【危機管理課】**
大規模災害発生時には「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則の徹底を図るため、企業等における従業員等の施設内待機や、そのための備蓄品整備を図っていく必要があります。

施策の推進方針

- (1) **帰宅困難者の一時滞在施設の確保【危機管理課】**
- ・大規模地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、大量の帰宅困難者が一斉に徒歩等で帰宅を開始すると緊急車両通行の妨げとなる等、応急活動に支障をきたすため、企業等において従業員等の施設内待機を企業等と研究します。
 - ・また、施設内待機にあたり、企業外の帰宅困難者分も含め、備蓄品を3日以上備蓄する体制の整備を企業とともに研究します。
 - ・学校等においては平時より保護者との連絡体制を構築し、幼児及び児童・生徒に合わせた引き渡し方針を毎年整理し、発災時の連絡体制の確立と幼児及び児童・生徒の安全確保を最優先した対策を講じます。
 - ・公共交通発着地点付近における、帰宅困難者受入施設の協定締結数を増やします。
 - ・帰宅困難者の冷静な行動を促すため、安否情報や被害情報等を提供できる体制を整備します。
- また、混乱期収拾以降においては、帰宅のための公共交通機関の運行情報や道路通行情報等を提供します。

- (2) **企業等における施設内待機のための備蓄【危機管理課】**
- ・「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に基づき、企業等における一時滞在施設の運営、備蓄品の確保について周知します。

3-1 市役所をはじめとする行政機関の施設・職員等の被災による大幅な機能低下

脆弱性の評価

施策の推進方針

(1) 庁舎の機能維持【公共施設マネジメント課・地域共生推進課】

災害対策本部となる保健福祉センター及び市役所本庁舎の耐震化及び非常用発電機の設置は、既に実施されていますが、燃料の供給が途絶えたときでも情報伝達が行えるよう、検討する必要があります。

施設名	建築年	耐震化
市役所庁舎の耐震化 本庁舎	昭和48年度建築	平成26年度耐震改修
保健福祉センター	平成12年度建築	新基準による建物

(1) 庁舎等の機能維持【公共施設マネジメント課・地域共生推進課】

- ・現在設置してある非常用発電機を災害発生時に確実に作動するよう保守点検を行います。
- ・燃料が途絶した場合及び本庁舎の通信機器が被災した場合、通信手段が確保できるように、通信機器のクラウド化を検討します。

(2) 業務継続計画（BCP = Business Continuity Plan）の強化【総務人事課・危機管理課】

大規模災害時には、市役所本庁舎をはじめ行政機関も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。

平成29年7月に業務継続計画（BCP）を策定し、これに基づく訓練を実施するなど、実施体制を確立するとともに、計画の必要な見直しを行い、災害想定、庁舎機能不能時の対応等について検討する必要があります。

(2) 業務継続計画（BCP = Business Continuity Plan）の強化【総務人事課・危機管理課】

- ・業務継続計画に基づく訓練を実施するなど、実施体制を確立するとともに、必要に応じて計画の更新・見直しを行い、災害想定、庁舎機能不能時の対応等について検討します。
- ・災害初動対応訓練をはじめ、非常参集・対策本部設置訓練を実施していきます。

(3) 市民が必要な情報の取得手段の強化【市民課・デジタル戦略課】

現在、各種証明書等を市役所及び各支所並びにえんぱーく、コンビニ等で取得することができます。しかしながら、災害時において、市役所業務の継続ができない状況になった場合、各種証明書などの交付に支障をきたすことが想定されます。

(3) 市民が必要な情報の取得手段の強化【市民課・デジタル戦略課】

- ・市役所に来ることがなく、必要な証明書などを自宅などで取得できるように、基幹系システムとの連携システムを高度化し、災害時に必要な情報提供を行えるよう検討します。
- ・災害時における道路の寸断など、市役所や各支所等に行けない場合であっても、自宅などから手続きをすることにより、提出期限のある申請書などを遅延なく提出することが可能となるよう、庁内設備及びサービスの導入を検討していきます。

(4) 市職員の安否確認と活動体制の整備【総務人事課・危機管理課】

大規模災害時は職員も被災することが想定されますが、復旧活動を迅速に行うためには、職員は自らが命を守り、いち早く災害対策業務に従事することが求められます。それには、職員の安否確認をできるだけ早く行い、人員を確保することが必要です。

いつ何時災害が発生しても職員が庁舎等で災害対策に従事できるよう職員用の非常食等及び災害対策用の資機材を準備する必要があります。

(4) 市職員の安否確認と活動体制の整備【総務人事課・危機管理課】

- ・安否確認が迅速にできるよう、職員緊急メールシステムを活用し、大規模災害発生直後に職員一人ひとりの状況を確認します。
- ・職員が災害対策活動に従事できるよう、アルファ米や保存水を確保すると共に、毛布等災害対策のために必要な資機材を順次揃えていきます。

(5) 災害時応援体制の充実強化【危機管理課・都市計画課】

大規模災害時、市単独では十分な応急・復旧対策ができないときに備えて、県内の市町村と「長野県市町村災害時相互応援協定」を締結しているほか、姉妹都市との相互応援協定を結んでおり、災害時にいち早く連携ができるよう日頃から緊密に連携する必要があります。

応援協定は、都市間だけでなく、関係機関、民間企業、民間団体等とも積極的に協定を締結し、情報通信の確保や被災状況調査及び応急対策の支援など、あらゆる支援又は応援ができる体制を整える必要があります。

(5) 災害時応援体制の充実強化【危機管理課・都市計画課】

- ・大規模災害時に、災害時応援協定等を迅速かつ円滑に運用するために、協定先と連携し、連絡窓口の確認をします。また、広域防災拠点としての小坂田公園や北部公園などの市内公園の整備も進めます。
- ・協定の内容について随時更新・見直しを行い、即時に要請・対応できる体制を整えます。

(6) ボランティアセンターの開設【地域共生推進課】

避難者等への支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携体制の強化を図っていく必要があります。

(6) ボランティアセンターの開設【地域共生推進課】

・ボランティアセンターがいち早く開設できるよう、市社会福祉協議会と日頃から連携し、設置場所、開設者、運営責任者など事前に対策を講じます。また、それに伴い必要な資機材についても準備します。

3-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性の評価

(1) 災害情報の伝達手段の多様化【危機管理課、秘書広報課】

市民への災害情報の伝達は、迅速かつ正確であることが求められており、これまで同報系防災行政無線、市の緊急メールしおじり、ホームページ、L-A-L-E-R-Tを使用したテレビ・ラジオ等からの広報等の整備を進めてきました。今後も時代に即した手段を的確に運用すると共に、停電等の場合でも、市民に情報伝達ができる体制をさらに構築する必要があります。

災害対策本部及び自主防災組織との連絡手段は、停電又は電話が輻輳状態時には、移動系無線機が有効であり、デジタル移動無線機を配置しています。

大規模災害時の輻輳状態のときでも優先発信ができる災害時優先電話や避難施設等に設置する災害時用公衆電話を多く設置していく必要があります。

(2) 避難者支援拠点における非常用電源確保【危機管理課、各避難所所管課】

電力の供給停止に備え、各地区の避難者拠点施設に、非常用電源及び燃料を確保する必要があります。

施策の推進方針

(1) 災害情報の伝達手段の多様化【危機管理課、秘書広報課】

・情報伝達手段においては、今後も新たなツールを取り入れながら、市民に必ず情報が伝達できる体制の構築に努めます。

・テレビ・ラジオからの情報が途絶したときは、市の同報系防災行政無線、ホームページ、メール、SNS等を利用した災害情報の発信に努めます。

・県が構築した「長野県防災情報システム」を活用し、素早く正確な情報を市民に伝えられる体制を強化します。

・NTT東日本が指定する災害時優先電話については、現在57回線確保しておりますが、今後も回線の確保・設置を進めます。

・災害時の避難施設等での早期通信手段確保、帰宅困難者の連絡手段確保のために、NTT東日本が設置する災害時用公衆電話（無料利用の特設公衆電話）を現在の26機からより多くの配備を進めます。

(2) 避難者支援拠点における非常用電源確保【危機管理課、各避難所所管課】

・避難者支援拠点は大規模災害時の地域住民の避難の拠り所となるため、早期の開設と確実な運営ができるよう、電力会社の所持する大型発電機の優先エリアや、避難所の電力確保のための非常用電源設置の研究を進めます。

4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性の評価

(1) 電気・ガス・石油類燃料の安定供給【危機管理課】

過去の災害の教訓から、大規模災害発生直後は、電気・LPガス・石油類燃料の供給の停止が予想されます。

電気については、発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され、被災の規模によっては、応急・復旧業務が直ちに実施できない可能性があります。

LPガスや石油類については、交通インフラの被災により、応急・復旧に関する技術者の派遣の遅延や道路網寸断による輸送困難に陥るおそれもあります。

(2) 自然エネルギーの活用【生活環境課・耕地林務課】

再生可能エネルギーについては、太陽光発電施設が個人住宅を中心に普及し、大規模な発電所も増加しています。大規模災害時など停電が長時間にわたる場合は、太陽光発電設備を活用し、夜間照明や携帯電話等の充電に活用する必要があります。

施策の推進方針

(1) 電気・ガス・石油類燃料の安定供給【危機管理課】

・大規模災害時においても、電気、ガス、石油類燃料が確保できるようにすることや、供給機器の緊急点検など、締結した協定を基に安定供給ができるよう日頃から連携を強化します。

協定名	協定締結先
災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	中部電力パワーグリッド(株) 松本支社
災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保	(一財)中部電気保安協会 松本営業所
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合 中信支部
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	(一社)長野県LPガス協会 松本支部

・災害対策本部となる市役所本庁舎の非常用発電機が、いつでも稼働できるよう定期保守点検を行い、万全な体制を整えます。

・防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気の供給停止を防ぐために、非常用発電機の増設を研究します。

(2) 自然エネルギーの活用【生活環境課・耕地林務課】

・太陽光発電設備の電力を夜間や災害時も利用するためには、蓄電池を併設する必要があることから、補助金を交付して普及に努めます。

4-2 食料、飲料水等の安定供給の停滞

脆弱性の評価

(1) 水、食料等の確保【危機管理課・上水道課】

大規模災害が発生し、住家等の被害があった場合、被災者は避難所に避難することになります。断水や物流の途絶により、水、食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。

施策の推進方針

(1) 水、食料等の確保【危機管理課・上水道課】

- ・市は、備蓄計画により必要な飲食料を常に用意し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。
- ・備蓄飲食料の保管及び応援物資の一時ストック施設として、備蓄倉庫の充実を図ります。
- ・大規模災害時に断水した場合は、関係機関との連絡協力・相互応援体制により早期に水を確保します。また、水道事業者と連携をし、水道施設の復旧に努めます。
- ・当市だけでは食料等の供給が困難な場合は、県と連携しながら水・食料等を供給します。
- ・市は、市民や事業所に対し、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後からできれば一週間分、最低でも3日分の飲食料を備蓄してもらうよう啓発します。

(2) 農産物の安定生産【農政課・耕地林務課】

地震等の発生や長雨などに伴い農地や農業用施設が被災した場合は、農産物の生産能力が著しく低下する可能性があることから、担い手の育成や確保、農業経営の活性化、農業生産基盤の整備や強化について推進する必要があります。また、農業用水を安定的に確保するとともに、農地の整備を計画的に進める必要があります。

(2) 農産物の安定生産【農政課・耕地林務課】

- ・農産物の安定生産のためには、日頃から新規就農者等、担い手の育成や確保、農業経営の活性化、農業生産基盤の整備や強化について推進する必要があります。
- ・農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下しないための、農業用施設の長寿命化、耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の整備を計画的に進め、農産物の安定生産が図れるようにします。

(3) 基幹的農業水利施設【耕地林務課】

地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の位置や構造等を確認できず、復旧（機能回復）に時間を要することが懸念されるため、個別施設ごとの整備状況等を整理しておく必要があります。また、基幹的農業水利施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。

(3) 基幹的農業水利施設【耕地林務課】

- ・日頃から個別の農業施設の整備状況等を整理しておくことで、災害時に被災した農業用施設の位置や構造等が確認でき、早期に復旧（機能回復）ができる体制を整えておきます。
- ・基幹的農業水利施設の長寿命化を計画的に進めます。

4-3 上水道等の長期間にわたる供給停止

取り組むべき施策

施策の推進方針

(1) 上水道施設強化【上水道課】

上水道は市民生活及び社会経済活動を支える重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが必要不可欠です。

水道施設（浄水場、ポンプ場及び配水池などの水道に係る構造物）は、施設の建設年度や経過年数による耐震性等を勘案すると、複数の施設において被害が発生すると予想されます。

特に本市最大の浄水場である床尾浄水場と2番目に大きい上西条浄水場は、耐震性が不足しており、大地震の際には多大な影響を受けることが想定されます。

また、34の配水池のうち新耐震基準を満たしていない配水池が12箇所あり、それらが被災した場合には広範囲にわたる配水能力の低下が想定されます。

(1) 上水道施設強化【上水道課】

・水道施設の地震対策は令和2年6月に策定した「第2期塩尻市水道ビジョン」により、施設及び管路が有すべき機能を確保するため、計画的に耐震化を推進しています。

・床尾浄水場は、将来的に松塩水道用水からの受水を増量することで廃止とする方向です。

・上西条浄水場は、令和3年度から6年度で管理棟及び浄水池、排水処理施設を更新し、耐震化を図ります。併せて、中央監視装置を床尾浄水場から移設更新します。

・配水池及びポンプ施設の耐震性能については、最新の知見を踏まえて再評価し耐震化を図ります。

(2) 管路耐震化【上水道課】

本市の管路総延長は約636kmであり、すべての管路を短期間に耐震化することは現実的には不可能です。このため、管路の重要度や老朽度を評価して優先順位を決定し、長期的な見通しをもって整備を進める必要があります。

災害時に重要な拠点となる施設（避難所・病院等）へ配水する基幹管路の耐震化率は44.4%となっており、大地震の際には継手の離脱や破断が発生し市内各所で配水能力が低下することが想定されます。

また、主要な水管橋の耐震性調査結果は、いずれも耐震化を図る必要があるとの結果が出ており、それらが被災した場合にも広範囲にわたり配水能力が低下することが想定されます。

《現状》水道主要管路の耐震化率 43.5%（R5年度）

(2) 管路耐震化【上水道課】

・平成26年度に策定した「管路耐震化計画」に沿って、基幹管路を優先して毎年計画的に耐震化工事を実施しています。

・基幹管路以外の管路では、特に塩化ビニル管には埋設時期の古いTS（糊付け）継手が残っており継手部分の破損が多いため、水道配水用ポリエチレン管への老朽管更新を行います。

・水管橋は埋設管路に比べ地震被害を受けやすいため、可能な限り水管橋が不要となるよう配水系統を見直します。どうしても河川横断が必要な箇所は、適切な時期を見計らい更新します。

《目標》水道主要管路の耐震化率 43.8%（R8年度）

(3) 応急対応体制の構築【上水道課】

大規模災害時における上水道機能の継続・早期復旧は、発災時からの対応が困難であるため、平時から応急対応の体制を構築しておく必要があります。

(3) 応急対応体制の構築【上水道課（ア～キ）】

・平時からの備えを万全にすることで、大規模災害時の対応を行えるようにします。

ア 応急給水施設（応急給水拠点）

・応急給水施設は、地震時に配水池から配水管への水の供給を停止することにより応急給水用の水を確保する施設であり、災害時に給水タンク車により避難場所に運搬給水する基地局となります。現在、主要配水池6箇所が応急給水拠点として整備されており、市民約10日分の応急給水量が確保されています。

・人口動態等の社会環境の変化に合わせ、今後は応急給水拠点の箇所・数等について随時見直しを図ります。

イ 停電対策

・発災時に伴う停電によって水道施設が停止しないよう、床尾浄水場及び野村配水池には自家発電設備を設置していますが、更なる施設機能保持を図るため、主要な施設に対しての自家発電設備の整備計画を策定します。

ウ 台帳整備とバックアップ

・発災後の調査や応急復旧等に当っては、施設の図面等が必要となるため、各施設の台帳等を整備するとともに被災しても台帳等を使用できるように定期的にバックアップを行い、最新の情報を管理します。

・施設台帳とマッピングシステム（地図情報システム）の連動による台帳の改良を検討します。

エ 水道施設の応急復旧・応急給水用資機材の確保（備蓄と調達）

・水道施設の応急復旧・応急給水に必要な資機材は、応急給水拠点6箇所の倉庫に備蓄されて

います。今後、必要な機材や設備等の更なる配備充実を進めます。
災害時の資機材の調達に関しては、資材商社等との連携を検討します。

オ 関係各機関との連絡協力・相互応援体制・協定の締結

- ・発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、関係機関との協力体制を確立します。
- ・水道施設に関する被災時の相互応援体制については、「長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱」に基づいて相互応援を行います。このほか日本水道協会中部支部、日本水道協会が災害時支援に関するルールが定められており、これに基づく相互応援を行います。
- ・塩尻市内においては、塩尻市水道事業協同組合と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」により、市は応急対策業務の協力を要請することとしています。
- ・長野県企業局と「災害時の応急活動の連携に関する協定」を締結し、松塩水道用水の送水調整施設などに設置した応急給水拠点を活用できることとしています。
- ・窓口業務受託業者とも、災害時に関する協定を締結しており、災害時の広報活動等の応援体制が整っています。

カ 市民への情報提供・協力要請

- ・市民に対して、飲料水の備蓄、断水時の応急給水などの被災時における必要な情報を事前に広報し、トラブルを軽減し市民の協力体制を構築します。

キ 教育・訓練

- ・災害発生後の対応手順の確実な実行のため、教育・訓練計画を立案し定期的に行います。

ク 備蓄体制の充実と自然資源の活用【危機管理課、生活環境課、各施設所管課】

- ・市は、保存水の備蓄を毎年計画的に行います。
- ・井戸を所有する者(個人及び事業所)を把握し、有事の際の水提供に関する協定締結を検討します。
- ・市所有施設に、雨水タンクを設置し、地震等で水道が止まった時に、貯めた雨水を使用することを検討します。

4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>(1) 下水処理機能の維持【下水道課】 下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時には同等の代替え機能を有する手段はないため、その機能を維持または早期に復旧することが必要不可欠です。そこで、平成27年度に下水道BCPを策定し対策の強化を図っています。</p>	<p>(1) 下水処理機能の維持【下水道課】 ・下水道BCPは策定済ですが、より実効性のあるものにするため、随時見直しを行います。 ≪見直し実績≫平成29年度、令和2年度</p>
<p>(2) 管路施設・処理場の地震対策【下水道課】 管路施設、処理場はともに地震対策が一部で未実施であるため、管路施設、処理場の耐震化を推進する必要があります。 ≪現状≫下水道重要管路の耐震化 78.3% (R5年度)</p>	<p>(2) 管路施設・処理場の地震対策【下水道課】 ・公共下水道は昭和60年に供用開始し最新の耐震基準に基づかない施設もあるため耐震診断を実施し、対策が必要な管路施設・処理場について、重要度に応じた耐震性能を満たす対策を継続します。 ≪目標≫下水道重要管路の耐震化 83.0% (R8年度)</p>
<p>(3) 応急対応体制の構築【下水道課】 施設が被災した場合、機能が復旧するまでにはかなりの時間を要することも予想されるので、平時から応急・応援体制確立の体制を構築しておく必要があります。 また、BCPを実効性あるものとするためには、随時見直しが必要ですが、ライフライン確保の観点からは、上水道施設と下水道施設の両施設が早期復旧に向け連携した計画とする必要性があります。</p>	<p>(3) 応急対応体制の構築【下水道課】 ・平時からの備えを万全にすることで、大規模災害時の対応を行えるようにします。</p> <p>ア 停電対策 ・浄化センター、主要なマンホールポンプ場には自家発電設備を設置しており、定期的な点検、試運転を継続します。</p> <p>イ 下水道台帳整備とバックアップ ・被災後の調査や応急復旧等には施設の図面が必要となりますが、管路施設については、地図情報システムにより整備されており、データの定期的な更新、バックアップを継続します。</p> <p>ウ 関係各機関との連絡協力・相互応援体制・協定の締結 ・発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、関係機関との協力体制を確立します。 ・塩尻市建設業組合と締結している「災害時等における緊急措置に関する協定」や、相互応援体制についての「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」に基づき、市は応急措置の協力を要請することとしています。</p> <p>エ 教育・訓練 ・災害発生時に円滑に支援・受援体制が確立できるよう訓練を定期的に行います。</p> <p>オ 代替設備の整備 ・避難所におけるトイレ確保のため、マンホールトイレの整備を推進します。</p>

4-5 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性の評価

(1) 輸送路・迂回路としての道路整備【建設課、都市計画課】

複雑急峻な地形を有し、風化、浸食に弱い地質が広範囲を占めている塩尻市では、大雨や地震による土砂崩落や大雪で道路が寸断される事象が発生する可能性があります。

一方で、鉄道や道路は太平洋側と日本海側が交差する交通の要衝であり、市内の道路は国道・県道・市道で約 1022km に及びます。支援物資輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。

- ・国道 19 号 32.2 km
- ・国道 20 号 8.6 km
- ・国道 153 号 15.5 km
- ・県道 66.2 km
- ・市道 899.7 km

(2) 農道、林道整備【耕地林務課】

地域交通ネットワークが分断された際、支援物資輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農道や林道の整備、維持・管理等を進める必要があります。

- ・市内農道 430 路線 91.0 km
- ・市内林道 56 路線 81.7 km

施策の推進方針

(1) 輸送路・迂回路としての道路整備（ネットワーク整備と橋梁耐震化）【建設課、都市計画課】

・地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。また、国、県と連携して整備を促進します。

・道路の法面对策、橋梁の補修・耐震補強、道路改築・道路施設等の長寿命化により、災害時の支援物資輸送路を確保します。

(2) 農道、林道整備【耕地林務課】

・物資輸送路、迂回路としての機能が見込まれる農道については、維持・修繕を図るとともに、必要に応じ道路拡幅等を行います。また、同機能が見込まれる基幹林道として、片丘線、片丘南部線、奈良井川線、日出塩線が見込まれておりますが、土砂崩落等による分断を未然に防止するため、危険な箇所においては早期に対策を講じ、道路拡幅等を行います。

5-1 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性の評価

(1) 農業用ため池の耐震化【耕地林務課】

大地震の揺れなどにより、農業用ため池が破損し、下流域への浸水被害を防ぐために、老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷等、安全性が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。

また、ため池の耐震対策は迅速かつ集中的に進め、地域住民の安全を確保する必要があります。

(2) ため池等のハザードマップの作成【耕地林務課】

近年の局地的な大雨や大規模な地震発生等によるため池等の被害が想定される中、ため池等をおもに管理する農村地域では、都市化による混在化が進み、加えて過疎化や高齢化が進行し、適切な管理や緊急時の情報伝達手段が的確に実施されないことが懸念されます。

このため、ため池等が決壊した場合に、地域住民の迅速で安全な避難を可能とするため、ため池等のハザードマップの作成が必要です。

(3) 土石流、地すべり調査【危機管理課、建設課、耕地林務課】

地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が增大します。

二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを調査する必要があります。

施策の推進方針

(1) 農業用ため池の耐震化【耕地林務課】

・農業用ため池の決壊による被害の防止を図るには、県と連携し、老朽化により安全性が危惧されるため池を計画的に改修します。

・県と市及びため池管理者が連携して、ため池の耐震点検を引き続き実施し、耐震対策が必要と判断されたため池については、迅速かつ集中的に耐震対策を実施します。

(2) ため池等のハザードマップの作成【耕地林務課】

・災害によるため池等の被害を予測し、その被害範囲を地図化することで避難経路、避難場所等の情報が地図上で確認できるものとします。

・ため池等のハザードマップを利用することで、災害発生時には地域住民の迅速かつ的確な避難が可能となり、また危険箇所を示すことで被害の低減、二次災害の発生を防止します。

(3) 土石流、地すべり調査【危機管理課、建設課、耕地林務課】

・大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生に備え、ドローンなどを活用した上空からの調査も実施し、国・県と連携し、迅速な応急対策工事の実施を行うとともに、警戒避難を実施します。

・地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度5強以上の震度を観測した場合、長野地方气象台と県が協議をし、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。降雨による土砂災害等が危惧される場合は、自主防災組織と連携し避難体制を強化します。

脆弱性の評価

(1) 農地・農業水利施設等の保全管理【農政課・耕地林務課】

中山間地域では高齢化等により集落機能が低下し、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加しています。そのため、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要があります。

平時から農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させ、大規模災害時の二次被害を起こさないようにするため、中山間地における農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。

《現状》多面的機能支払交付金事業による取組面積 1,677.9ha (R5年度)
 中山間地域等直接支払事業による取組面積 157.6ha (R5年度)

(2) 森林環境の整備【耕地林務課】

森林の荒廃が起因となる地すべり、土石流等の山地災害被害を軽減するために、間伐などの森林整備を推進し、森林の土砂災害防止機能を向上させるとともに、治山事業等による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

また、森林病虫害や害獣による山林の荒廃も防止していく必要があります。

施策の推進方針

(1) 農地・農業水利施設等の保全管理【農政課・耕地林務課】

・農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるために、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業等を活用し、農地・農業水利施設等を適切に保全管理します。

・土地改良区等と連携し、地域の自主性をいかした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

《目標》多面的機能支払交付金事業による取組面積 1,692.5ha (R8年度)
 中山間地域等直接支払事業による取組面積 157.0ha (R8年度)

(2) 森林環境の整備【耕地林務課】

・荒廃した森林の健全化に向け、森林組合等との連携や信州Fパワープロジェクトの展開と合わせ、多様な主体による森林整備を促進するとともに、林業施設の充実化を図ります。

・災害に強い森林を目指すため県と連携し、森林の土砂災害防止機能を向上させる治山事業等を推進します。

・森林病虫害や害獣による山林の荒廃を防止するため、害虫・害獣駆除事業等を積極的に実施します。

・森林経営管理制度を計画的に推進し、個人の所有する森林の整備を促していきます。

・地方創生道整備推進交付金を活用し、森林整備の基盤となる路網整備を計画的に進めていきます。

脆弱性の評価

(1) **避難所の運営・環境整備【危機管理課・社会教育スポーツ課】**
 行政、市民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市や地域市民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い要配慮者や女性に対する配慮が必要です。
 避難所は、各地区の避難所運営委員会による自主運営となるため、自主運営ができるよう避難所運営訓練が必要です。
 市は、避難施設の運営を支援する職員を派遣します。
 避難所として指定が必要な未耐震化の施設については、今後耐震化又は建て替えをし、安全な避難所として利用できることが求められます。
 ≪目標≫地区避難所運営マニュアル策定数 全10地区（R6年度）

(2) **福祉避難所の確保【地域共生推進課・危機管理課】**
 災害発生時は要配慮者を受け入れる避難所として、福祉避難所が確保されますが、現在福祉避難所には福祉施設ではない支所等も含まれているため、福祉避難所として開設する際には、要配慮者に応じた設備、資機材等の手配が必要となります。

(3) **避難者の健康状態維持【健康づくり課】**
 避難所において「避難者の健康が維持されること」を目指す必要がありますが、避難生活が長期化するほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼします。特に高齢者や障がい者、日常生活で特別なケアをする要介護者は、災害関連死に直結することから重要な問題となります。
 避難所の運営管理者や保健師等医療職をはじめ、被災者自身の気付きにより不健康状態の早期発見と、早期対応ができる体制づくりが必要です。

施策の推進方針

(1) **避難所の運営・環境整備【危機管理課・健康づくり課・社会教育スポーツ課】**
 ・市は、東日本大震災等の教訓を踏まえ避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用品の備蓄を推進すると共に、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。
 ・避難所でのプライバシーに配慮するために、個別の居住スペースの確保や、着替え等のための簡易ルームを配備します。また、テント付き簡易トイレも配備します。
 ・被災者に対する健康管理、メンタルヘルス等を実施するため、巡回健康相談を実施することにおいて「塩尻市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき関係機関、他職種と連携し、避難所における健康管理、心理的変化を最小限にする取り組みを行います。
 ・地区住民が、避難所を自主運営できるよう避難所運営マニュアルを作成し、また避難所運営委員会とも連携し随時見直しを行います。
 ・避難所として指定が必要な未耐震化の施設については、早期に改修、耐震化工事又は建て替えを推進します。
 ・防災組織への女性の参画を図ることなどにより、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に努めます。また、乳幼児や母親に配慮した避難所運営ができるよう、託児等の設置も必要に応じ検討します。
 ≪現状≫地区避難所運営マニュアル策定数 全10地区

(2) **福祉避難所の確保【地域共生推進課・危機管理課】**
 ・災害の規模によっては、現在協定している福祉避難所だけでは受け入れ人数が十分でないことが見込まれるため、今後も関係団体等に対して、福祉避難所としての協定締結を働きかけます。
 また、障がい特性に応じた配慮として、環境調整やコミュニケーション手段の確保に努めます。
 ・災害発生時に、誰を福祉避難所へ移動したほうがよいか判断できるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、優先度に応じた個別避難計画を策定し、日頃から関係者で情報の共有をします。
 福祉避難所の運営訓練を実施し、被災地の事例を参考にした福祉避難所を運営します。
 ・福祉避難所に必要な生活物資の事前配備に努めます。

(3) **避難者の健康状態維持【健康づくり課】**
 ・市は、避難所に保健師を派遣し被災者の健康相談を実施すると同時に、域外から派遣を受けた保健師等医療職と連携をとり、避難者の心身の健康支援を行います。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

(1) 災害廃棄物の処理【生活環境課】

市は、災害廃棄物の仮置場となる候補地は把握し運営計画を策定しているが、仮置場候補地等の周知、候補地毎の受け入れ量、最終処分場までの運搬方法など、詳細な処理方法までには至っていないため、大規模災害発生時に廃棄物処理が滞り、地域の衛生環境への影響に加え、災害復旧が遅延する事態を招く可能性があります。

施策の推進方針

(1) 災害廃棄物の処理【生活環境課】

- ・災害廃棄物の受け入れ量や仮置場から最終処分場までの処理方法を構築するなど大規模災害に備えます。
- ・市民協働による被災時対応体制の構築も同時に図るものとし、災害時における地域の衛生環境の維持に努めます。
- ・指定した仮置場は、大雪時の雪捨て場としての利用も検討します。

6-2 被災者の住居の確保等の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

(1) 地籍調査の推進【耕地林務課・都市計画課・建設課】

現在の法務局に備え付けられている地図等は、明治初期に作成された物が多く、土地の形状や面積が実態と異なっていることがあるうえ、正確な座標値も持っていないため、復元性に乏しい状況にあります。

万が一、大規模災害が発生した際の既存の土地境界の正確な復元のために、土地の権利関係の明確化と共に、復元に必要な正確な情報等を整理しておく必要があります。

また、優良農地における地図混乱地域では、農地の流動化に支障があることから、境界の確定が必要です。

【地籍調査の進捗状況等】（耕地林務課）※令和2年3月調べ

	全国	長野県	塩尻市	(備考)
進捗率等	51%	38%	16%	

(2) 応急仮設住宅の確保【建築住宅課】

応急仮設住宅の用地は確保されていますが、建築時に必要な資材や建築技術者について、市内建設業協会とあらかじめ協議する必要があります。

また、入居者の把握や決定方法など一定のルールを決める必要があります。

(3) 罹災証明書の発行【税務課】

被災後の支援が迅速に受けられるよう罹災証明書の発行を行います。しかしながら、被災認定をする人員不足が見込まれるため、罹災証明発行を迅速に行うための事前対策が必要です。

施策の推進方針

(1) 地籍調査の推進【耕地林務課・都市計画課・建設課】

- ・土地の開発等に係る測量の成果を、国土調査法第19条第5項指定の申請へつなげるよう、実施事業者等への協力を求めています。
- ・測量の際の基準となる「公共基準点」の適切な管理に努めます。
- ・大規模な災害が発生した際の復旧や復興を迅速に進めるため、土地の境界を明確にする地籍調査事業の推進に努めます。
- ・第一種農地の地図混乱地域における農地の流動化を促進するため、境界確定測量し、国土調査法第19条第5項指定の申請を実施します。

(2) 応急仮設住宅の確保【建築住宅課】

- ・配置計画や資材の供給、技術者の確保について、市内建設業協会と連携し、応急仮設住宅の供給体制の強化に努めます。
- ・入居者の把握や決定方法などについて、過去の事例や他市町村を参考に検討します。

(3) 罹災証明書の発行【税務課】

- ・被災後の支援が迅速に受けられるよう、塩尻市住家等被害認定調査罹災証明発行マニュアルの徹底や、調査研修を行うなど事前体制の整備を図ります。
- ・被災者支援システムの運用に習熟するための訓練を実施します。

過去の主な災害

【風水害】

発生年月日	災害の種類	被災地域	被害概要	気象条件
昭和 36 年 9 月 16 日	台風(18 号) (第 2 室戸台風)	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・住家全壊 10 棟 ・半壊 40 棟 ・一部損壊 41 棟 ・非住家全壊 40 棟 ・半壊 29 棟 	風速 10~20m 瞬間最大 22.67m 雨量 15 日 49.7mm 16 日 27.1mm 計 76.8mm
昭和 40 年 5 月 26 日	がけくずれ 豪雨 (台風 6 号)	がけくずれ 宗賀床尾 豪雨 塩尻、片丘、 宗賀	がけくずれによるもの <ul style="list-style-type: none"> ・死者 8 名 ・負傷者 4 名 ・住家全壊 5 棟 ・半壊 2 棟 ・非住家全壊 13 棟 半壊 1 棟 豪雨によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・床下浸水 54 棟 	雨量 26 日 149.2mm 27 日 23.6mm 28 日 15.1mm 計 187.9mm
昭和 57 年 9 月 12 日	台風(18 号) 雨台風	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 1 名 ・負傷者 2 名 ・床上浸水 1 棟 ・床下浸水 27 棟 ・護岸決壊、道路決壊、橋梁流出等 	雨量 合計 130.5mm
昭和 58 年 9 月 28 日	集中豪雨 台風(10 号)	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・住家損壊 1 棟 ・非住家全壊 1 棟 ・損壊 1 棟 ・床上浸水 4 棟 ・床下浸水 122 棟 ・護岸決壊、道路決壊、橋梁流出等 	雨量 27 日 45mm 28 日 182mm 計 227mm
平成 18 年 7 月 19~26 日	平成 18 年 7 月 豪雨	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・住家全壊 5 棟 ・床上浸水 4 棟 ・床下浸水 92 棟 ・農地流出、法面崩落、橋梁流出等 	雨量 広丘高出 347mm 木曾平沢 562mm

【地震】

平成 23 年 6 月 30 日	長野県中部地震 (松本地震)	広丘吉田	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 なし ・建物被害 一部損壊 34 棟 	観測震度 塩尻消防署 震度 3 松本 震度 5 強
---------------------	-------------------	------	---	---------------------------------

【雪害】

発生年月日	災害の種類	被災地域	被害概要	気象条件
平成 10 年 1 月 8~15 日	大雪	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 1 名 ・負傷者 10 名 ・損壊家屋等 356 棟 ・床下浸水 5 棟 ・被災世帯数 179 世帯 	総降雪量 114 cm
平成 13 年 1 月 26~28 日	大雪	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者 4 名 ・被災世帯数 179 世帯 	総降雪量 66.9 cm 【参考】 1/8~2/1 までの総 降雪量 107.1 cm
平成 26 年 2 月 8~9 日 及び 14~15 日	大雪	塩尻市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者 3 名 ・農業施設被害 517 件 	総降雪量 8 日 48 cm 14~15 日 90 cm

公共事業計画

事業名	事業箇所	リスクシナリオ	事業の内容（個別計画No）
戸籍住民基本台帳事務諸経費	市内	3-1	個人番号カード交付事務事業に係るもの
住民情報等電算システム管理事業	市内	3-1 (3) 6-2 (3)	マイナンバー制度の拡充を図るため、他市町村と情報連携、地方公共団体情報システム機構との連携を行う。
外国籍市民支援事業	市内	1-4	外国籍市民相談窓口の運営
シビックイノベーション推進事業	市内	2-5	社会課題や地域課題を解決する事業やビジネスの創出に取り組み社会起業家等の育成、支援を行い持続可能な事業を創出する
塩尻型Ma a S構築事業	市内	2-5 3-1	新たな交通体系の構築を目指し、自動運転の運行実証や公共交通の利便性向上を図るMa a S構築の実証を行うもの。
地域DX推進事業	市内	2-5	地域DXセンター「core塩尻」を拠点に、地域に暮らす人々、民間企業、教育機関、国・自治体の共創により、地域課題を解決する。
地域生活支援事業	市内	1-4 2-2	障がい者へ移動に関する支援、日中の預かり、創作活動等を提供する。
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市内	1-4	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、用具を給付
一時生活支援事業	市内	2-5 6-2	住むところがない生活困窮者に対し、一時的に宿泊する場所を提供
家計改善支援事業	市内	1-1 6-2	生活困窮者に対し、生活を立て直すため、家計の管理を支援
就労準備支援事業	市内	1-2 5-3	生活困窮者等に、社会性などを身につけるため支援
利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業	大門、広丘	1-4 2-3	あんしんサポートルームの実施（人件費）、新生児訪問の実施（補助員の人件費）
利用者支援事業・延長保育事業・実費徴収に係る補足給付を行う事業・放課後児童健全育成事業・一時預かり事業・病児保育事業	市内外	1-1 1-4	子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に対する補助
家庭支援推進事業	市内	1-4	子育て支援ショートステイ事業等
子育て支援センター事業、こども広場事業、ファミリーサポートセンター事業	市内	1-1 1-4	子育て支援センター、こども広場の運営 ファミリーサポートセンターの運営
家庭支援推進事業、まなびサポート事業	市内	1-4	子ども家庭総合支援拠点運営
子どものための教育・保育給付費負担	市内外	1-1 5-3	市内の幼児教育・保育施設及び市内の児童が入所する市外の施設に対し、運営に要する費用を補助
児童館大規模修繕事業	市内 市内	1-1 (3)	児童館施設の長寿命化、大規模改修（個別⑥）
保育所等整備補助	市内	1-1 1-4	民間による小規模保育事業所等の整備に対する補助
子育てのための施設等利用給付交付	市内外	1-4	幼児教育・保育無償化の開始に伴い、新制度に未移行の幼稚園、認可外保育所等を利用する市内児童について、保育料等を無償にするための給付
元気っ子応援事業、まなびサポート事業	市内	1-4 5-3	元気っ子応援事業運営
こどもの未来応援事業	市内	1-4 5-3	子どもの貧困対策計画策定
こどもの未来応援事業	市内	1-4	子どもの学習・生活支援事業
自立支援教育訓練給付金	市内	1-4 3-1 5-3	ひとり親家庭の母又は父が、就職に有利なスキルを身につけるため、対象の教育訓練講座を受講し修了した際の費用の給付
高等職業訓練促進給付金	市内	1-4	ひとり親家庭の母又は父が、専門性の高い資格取得を目指して、1年以上のカリキュラムの養成機関へ入学した場合の生活費用の給付
生活保護適正化事業	市内	1-4	被保護者のレセプト点検の委託や、面接相談員の人件費の補助
がん検診総合支援事業	市内	2-3	子宮（21歳女性）・乳がん（41歳女性）検診無料クーポン・検診手帳配布
産後ケア事業、産婦健康診査事業	市内	2-3	宿泊型産後ケア事業の利用料一部助成、母乳相談の利用料一部助成、産婦健康診査の委託
風しん追加的対策事業	市内	2-3 2-4	風しん抗体検査の委託
新型コロナウイルスワクチン接種事業	市内	2-4	新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施
農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村地域防災減災事業、多面的機能支払交付金事業、畑地帯総合土地改良事業	市内	4-2 5-1 5-2	農業施設更新工事、ため池耐震化、農地の多面的機能の維持活動に関する支援
農地利用最適化交付金事業	市内	4-2 5-2	農地利用の最適化に係る活動及び成果に関する支援
治山林道事業	市内	1-2 4-5 5-1 5-2	道路改良、林道施設長寿命化計画に基づき橋梁補修（個別①）
治山林道事業	市内	1-2 4-5 5-1 5-2	林道施設長寿命化計画に基づき橋梁点検（個別①）
人的資本経営推進事業 中小企業融資あっせん事業 物価高騰対策中小企業等支援事業	市内		地域企業担の人手不足・人材不足等を解消するため、人材者獲得支援・既存社員のスキルアップ支援 市内事業者の資金繰り支援のため、金融機関や信用保証協会と連携した制度資金の運用 物価高騰の影響を受ける中小事業者に対して支援
幹線道路整備事業	市内	1-1 4-5	幹線道路の拡幅改良（個別③）

公共事業計画

事業名	事業箇所	リスクシナリオ	事業の内容（個別計画No）
生活道路整備事業	市内	1-1 1-2	生活道路の拡幅改良（個別③）
歩道整備事業	市内	1-1	歩道の整備（個別③）
道路施設長寿命化改修事業	市内	2-1 4-5	道路施設の点検・補修・耐震補強、舗装修繕（個別③）
道路等維持事業	市内	1-3 2-1 4-5	排水路整備、落石等防災対策、法面対策
除雪対策事業	市内	2-1	除排雪等、除雪機の補助
河川改修事業	市内	1-3	河川改修、河川管理施設の維持管理
土木施設災害復旧事業	市内	5-1	災害復旧工事、応急工事
都市計画道路整備事業	広丘野村	1-1 4-5	市道新設改良、用地取得費、支障物件移転補償費（個別④）
小坂田公園再整備事業	塩尻町	2-1 3-1	小坂田公園西側駐車場（個別④）
輸送対策事業	市内	2-5 4-5	利便性の高いAI活用型オンデマンドバスの実証運行
エリアマネジメント促進事業	市内	1-1	中心市街地のまちづくりを総合的に進めるためのエリアマネジメント
耐震対策等事業	市内	1-1	住宅の耐震診断、住宅の耐震改修等補助、ブロック塀等の撤去補助
市営住宅管理維持補修費、空き家対策事業	市内	1-1	市営住宅屋根・外壁改修、空き家の改修補助
教育相談支援事業	市内	1-4	中間教室の名称を教育支援センターに変更し、相談支援機能を強化するほか、中学校を中心に校内教育支援センターの整備を促進することにより、不登校児童生徒への支援体制を強化
教育相談支援事業	市内		児童生徒のタブレット端末に心と身体の状態を記録する機能と匿名チャット相談機能を有するアプリを市内全校で実証運用する
教育DX推進事業	市内		市内のGIGAスクールネットワークを統括するサーバの管理運営を行うほか、東筑摩郡各村と合同で設置するGIGAスクール運営支援センターがアカウント管理やヘルプデスクなどの後方支援
教育DX推進事業	市内		通信環境が不安定な教室等の解消に向けネットワークアセスメントを実施するほか、タブレット端末の更新
部活動地域移行推進事業	市内		中学校部活動の地域移行を推進することにより、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して参加できる社会を実現するとともに、教職員の負担軽減を図る
教育振興扶助費（小学校）	市内小学校	1-4	就学援助費の支給
教育振興扶助費（小学校）	市内小学校	1-4	特別支援教育就学奨励費の支給
新学習指導要領対応事業（小学校）	市内小学校	1-4	新学習指導要領の実施に対応した、消耗品や教材備品の購入（理科教育設備整備）
給食運営事業費（小学校）	市内小学校		給食食材の物価高騰分の補助
新学習指導要領対応事業（小学校）	市内小学校	1-4	新学習指導要領の実施に対応した、消耗品や教材備品の購入（学習者用デジタル教科書普及促進）
小学校防災機能強化事業	市内小学校	1-1	受水槽耐震化（緊急遮断弁設置）
教育振興扶助費（中学校）	市内中学校	1-4	就学援助費の支給
教育振興扶助費（中学校）	市内中学校	1-4	特別支援教育就学奨励費の支給
新学習指導要領対応事業（中学校）	市内中学校	1-4	新学習指導要領の実施に対応した、消耗品や教材備品の購入（理科教育設備整備）
給食運営事業費（中学校）	市内小学校		給食食材の物価高騰分の補助
学校施設環境改善交付金	市内	1-1	小中学校施設の長寿命化、老朽施設の改良（個別⑥）
学校長寿命化改良事業（小中学校）	市内	1-1(3)	学校施設の長寿命化、大規模修繕（個別⑥）
貯水設備改善事業（小中学校）	市内	1-1(3)	受水槽の耐震化（個別⑥）
特別教室等空調設備設置事業（小中学校）	市内	1-1(3)	特別教室等の空調設備設置（個別⑥）
照明設備LED化推進事業（小中学校）	市内	1-1(3)	学校施設の照明設備LED化（個別⑥）
学校バリアフリー事業（小中学校）	市内	1-1(3)	学校施設のバリアフリー化（個別⑥）
まなびサポート事業	市内	1-4 2-3	医療的ケアのための看護師配置
重伝建整備事業	奈良井 木曾平沢	1-1	奈良井・木曾平沢重要伝統的建造物群保存地区内建造物の修理・修景への補助
平出博物館運営事業	宗賀	1-1	市民が、地域の歴史や文化に親しみ学び、地域づくりに役立てるよう、平出遺跡をはじめ市内の考古・歴史・民俗等の歴史遺産、資料等を公開展示及び活用
埋蔵文化財発掘調査	宗賀	1-1	新平出博物館整備事業発掘調査
女性相談員設置事業	市内	1-4 5-3	女性相談員の設置
雨水幹線整備事業、下水道施設耐震化等推進事業、下水道ストックマネジメント事業、農業集落排水統合事業	市内	1-3 2-4 4-4	雨水幹線整備、処理場や管路施設の耐震化、下水道施設のリスク評価等による優先順位付け、農業集落排水の公共下水道への統合（個別⑤）

公共事業 個別計画②

事業名	事業箇所	事業期間	事業費 (千円)
幹線道路整備事業	町区上西条線、塩尻町交差点	R3 ~ R6	142,600
歩道整備事業	広丘南保育園北線(広丘郷原)ほか	R3 ~ R9	252,000
生活道路整備事業	国道赤木線(広丘吉田)	R3 ~ R6	24,000
	粕塚線(北熊井)	R5 ~ R8	25,000
道路施設長寿命化改修事業(橋梁点検)	市内一円	R3 ~ R8	316,200
道路施設長寿命化改修事業(橋梁修繕)	上西条第1跨線橋ほか3橋(峰原西跨線橋線ほか)	R3 ~ R6	101,800
	木曾の大橋(木曾の大橋線)	R6 ~ R8	40,000
	高山橋ほか1橋(上り側道南熊井長畝線ほか)	R4 ~ R10	252,000
	ハア沢(中)橋他4橋 橋梁補修	R6 ~ R7	130,000
	郷原跨線橋 橋梁補修	R6 ~ R10	150,000
道路施設長寿命化改修事業(舗装修繕)	東山山麓線(片丘)	R3 ~ R8	180,000
	桔梗ヶ原ぶどう郷線(洗馬)	R4 ~ R7	120,000
	太田芦ノ田下線(洗馬)	R3 ~ R6	60,000
	芦ノ田原村線(洗馬)	R8 ~ R9	80,000
	床尾平出線(宗賀)	R6 ~ R10	60,000
	野村角前2号線(広丘)	R7 ~ R9	100,000
	岩垂横2号線(洗馬)	R8 ~ R10	90,000
	芦ノ田下縦線(洗馬)	R8 ~ R12	120,000



塩尻市国土強靱化地域計画

発行 令和3年3月

修正 令和6年11月

総務部 危機管理課

企画政策部 企画課